

「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン第2版(案)」に対する意見

<b>[氏名]</b>	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) (社)情報サービス産業協会 調査企画部 田原 幸朗
<b>[住所]</b>	〒135-8073 東京都江東区青海 2-45 タイム 24 ビル 17 階
<b>[電話番号]</b>	03-5500-2610
<b>[FAX番号]</b>	03-5500-2630
<b>[電子メールアドレス]</b>	stahara@jisa.or.jp
<b>[御意見]</b>	
<b>[意見1]</b> ・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。) 4 頁 . 信頼性・安全性向上に向けての全般的配慮事項 1. 関係者の責務 (1) 情報システム利用者の責務  ・ 意見内容 本文 5 行目に以下の 3 行を追記するよう検討いただきたい。  特に、複数の構成要素及び複数のシステム供給者の分業によるシステム構築を行う場合には、システムライフサイクル全体にわたり、利用者の視点からシステム統合状態での信頼性実現レベルを確認しなければならない。  ・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 複数の構成要素(サブシステム)や複数のシステム供給者の分業で情報システムを構築する場合、システム全体の信頼性を向上させるためには、各供給者での品質確保に加えて、利用者によるシステム統合状態での品質確認が極めて重要となります。 統合されたシステムに対して利用者の視点で、信頼性を阻害するリスクをあまねく抽出することで初めて、利用者と供給者が共同して、効率的に情報システム全体の信頼性向上に取り組むことができると考えます。	
<b>[意見2]</b> ・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。) 6 頁 . 企画・開発及び保守・運用全体における事項 1. 企画段階における留意事項 (2) 発注仕様への機能要件及び非機能要件の取込と文書化  ・ 意見内容 本文 4 行目に以下の追記を検討いただきたい。  また、複数の情報システム供給者の分業によるシステム構築を行う場合には、役割分担や責任関係の複雑化により、情報システム全体の信頼性確保に影響を及ぼす可能性を考慮した上で、分	

担範囲について予め発注仕様に明確に定めておくことが重要である。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

複数のシステム供給者の分業で情報システムを構築する場合、その分担範囲についても発注仕様に明確に定めておかなければ、各々の情報システム供給者が提供する成果物の中で様々な不整合が生ずるリスクが生じます。加えて、役割分担や責任関係の複雑化やコミュニケーション・ロスなどから、不具合の発見や原因究明が遅れ、システム全体の品質および信頼性に影響を及ぼすことも想定されます。

以上から、複数のシステム供給者の分業による情報システム構築を行う場合には、情報システム利用者・情報システム供給者ともに、上記リスクを十分に認識した上で作業を合意し遂行していく必要があると考えます。

[意見3]

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）

21頁 商慣行・契約・法的要素に関する事項

・意見内容

「1．契約における重要事項の明確化」及び「2．情報システム構築の分業時の役割分担及び責任関係の明確化」に加えて、「3．着実な契約履行」として、以下記述の追加を検討いただきたい。

3．着実な契約履行

情報システム利用者及び情報システム提供者は、役割分担や責任関係の明確化のための十分な協議のもと、予め合意した契約上の責務を确实かつ誠実に履行することに務めなければならない。その際、情報システム利用者及び情報システム提供者は、自らの責任遂行の能力を十分に精査した上で、役割分担の判断を行う必要がある。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

「商慣行・契約・法的要素に関する事項」冒頭において、「情報システム利用者と情報システム供給者は、情報システム・モデル取引・契約書を参考に本ガイドラインの遵守を前提とした契約を予め結び、当該契約を遵守しなければならない。」との記述がありますが、法令順守とは異なり、契約の履行については基本的に当事者間の問題となります。

日本の商慣習においては、欧米式の契約社会を志向する一連の流れはあるものの、契約内容の詳細化や明確化に関する取り組みは未だ不十分な状況にあると考えます。近年の下請法の改正により、小規模事業者については社会的な保護策が講じられているものの、下請法適用対象外の取引については、当事者双方が契約の適正履行を自主的に実践していくことが求められます。

したがって、章においては、契約内容の明確化の必要性を引き続き示していくことに加えて、「着実な契約履行」についても改めて記述し、契約履行の意識を喚起することが必要と考えます。

[意見4]

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）

23頁 実効性に関する担保措置 2．政府調達における活用

・意見内容

「情報システムに係る政府調達の基本指針、実務手引書の改定の際に、情報システム・モデル取引・契約書及び本ガイドラインの適用を盛り込む」等、政府調達に適用するための方策を可能な範囲で具体的に記述いただきたい。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

政府調達改革に当たっては、調達プロセスの透明性と情報システムの信頼性向上を図る観点から、経済産業省が策定した今回のガイドライン及び情報システム・モデル取引・契約等の導入が必要と考えます。

そのためには、自らこれらの成果物の導入に取り組むとともに、各府省情報化統括責任者連絡会議等への提案活動を強化するようお願いしたい。

JISAにおいても「16頁（2）定量データを活用した管理<実施例>」で記述いただいたように、「信頼性向上のベストプラクティスを実現する管理指標調査報告」をとりまとめ、民間取引におけるガイドラインの普及・定着に努めており、政府においてこのような取り組みが進展すれば、民間取引への波及効果も大きいと考えます。